

# 令和 7 年第 8 回守山市農業委員会総会議事録

第 8 回守山市農業委員会総会を市役所 3 階 33・34 会議室において招集する。

令和 7 年 8 月 8 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員指名

(3) 提出議案

議第 31 号～議第 33 号

議第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対  
し、許可をすることについて

議第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対  
し、許可をすることについて

議第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対  
し、許可をすることについて

## 報告第 36 号～報告第 40 号

報告第 36 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届

出の報告について

報告第 37 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 38 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解  
約通知について

報告第 39 号 農地変更届出について

報告第 40 号 諸証明書の交付状況について

## 2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
10 高橋 謙二	11 服部 重信	12 辰市 祐洋
13 西 直幸	14 大崎 恭義	15 九重 智子
16 千代 博	17 今井 誠二	19 寺田 安喜雄
20 西村 明弘	21 宇野 正	23 西村 正秋
24 西村 潔	25 山本 麻紀代	26 秋山 新治

### 3 欠席委員

18 番 西出 登志和委員

22 番 中島 耕治委員

### 4 会議に出席した説明員および書記

説明員 事務局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 専門員 柿本 勝幸

局 員 指導員 岡田 裕次

### ○事務局長

本総会は委員総数 26 名中 24 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 8 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

### ○議 長

それでは、令和 7 年第 8 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、報告案件 5 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

3番 杉江 和 委員

4番 國枝 敏孝 委員

を指名いたします。

### ○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

それでは議題に入ります。議第31号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

### ○書 記

朗読いたします。議第31号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

### ○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第31号の提案理由をご説明申し上げます。議案書1ページ、位置図はPDFの(27分の)2ページからとなります。

これは、農地のまでの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、6件でございます。

1番の案件です。(位置図 3/27)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○番○ 211 平方メートルの田、現況は畠です。

譲渡人は、大津市○○町○番○一○○○号 ○○ ○○さん ○○歳、および兵庫県芦屋市○○○町○○番○○一○○○号 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、草津市○ ○ ○丁目○番○○号 ○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、0アール、通作距離は、9キロメートルです。

2番の案件です。(位置図 4/27)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 147  
平方メートルの畠です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇〇〇〇 〇一〇  
〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇  
番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受  
人の現在の経営面積は、15.2 アール、通作距離は、0.2 キ  
ロメートルです。

### 3番の案件です。(位置図 5/27)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 33 平方  
メートルの畠、同じく〇〇〇〇番 128 平方メートルの畠、  
同じく〇〇〇〇番 135 平方メートルの畠、3 筆合計で 296  
平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇  
歳。 譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さ  
ん 〇〇歳です。なお、申請地につきましては、いずれも  
現況地目が雑種地となっておりますが、譲受人において、  
取得後、畠地として再生される予定となっております。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受  
人の現在の経営面積は、4 アール、通作距離は 0.1 キロメ

一トルです。

#### 4 番の案件です。(位置図 6/27)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○番○ 615 平方メートルの田です。

譲渡人は、大津市○○町○番○—○○○○号 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、○○町○○○番地○ ○○○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、41 アール、通作距離は、0.3 キロメートルです。

#### 5 番の案件です。(位置図 7/27)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○番 1,236 平方メートルの田です。

譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳、および○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、123.9 アール、通作距離は、自宅の隣接地ということですので、0 キロメートルとなってお

ります。

## 6 番の案件です。(位置図 8/27)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○○番 1,062  
平方メートルの田です。

譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。  
譲受人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳で  
す。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受  
人の現在の経営面積は、219.9 アール、通作距離は、5.6  
キロメートルです。

以上の案件につきましては、

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につい  
ては、正当に耕作等を実施されるため、該当しません。

第2号の法人要件については、個人間の取り引きであり、  
該当しません。

第3号の信託要件についても該当しません。また、第  
4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるた  
め該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6  
号の周辺農地利用に支障も来しません。

これらのことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第31号の提案理由の説明を終わります。

## ○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

## ○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、1番については譲受人が草津にお住まいですので、畠の適正な管理ができるか心配ではありますが、本人が農業に取り組むとのことでやむなしと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

## ○議 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

## ○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、2番については譲受人は譲渡人の妹で、○○町で耕作もされており問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、3番については譲渡人が高齢であること、同居されている息子さんも当該農地近くにある3,000 m<sup>2</sup>の畠の管理で手一杯です。譲受人は、牛乳販売業をされていますが、農業に意欲もあり野菜の作付けを予定されており問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、4番については報告第36号の関連案件で、現在も譲受人が耕作をされており、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、5番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、5番については譲渡人と譲受人は親戚で現在も譲受人が耕作をされており、引き続き耕作をされるということで問題はないと考えます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

続いて、6番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、6番については特に問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第32号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第32号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第32号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は3ページ、位置図は9ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は1件でございます。

## 1番の案件です。(位置図 10~11/27)

申請地は、○○町 ○○ ○○○番○ 337 平方メートルの田で、現況は宅地です。申請人は○○町○○○番地の○ ○○ ○○さん ○○歳。転用の事由は農家住宅です。申請人は、昭和 56 年に農地転用の許可を得て、翌年に農家住宅を建築されましたが、その際に隣接する農地にまたがった形で、建築を行っていたことが判明したとことです。また平成 10 年には、プレハブの離れを設置されたということで、無断転用是正案件となります。新たな工事が行われるものではありません。

立地基準の判断については、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 32 号の提案理由の説明を終わります。

## ○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当の●● ●●委

員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました案件につきましては、無断転用の是正案件であり、新たに建築等をするものでもなく問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

ただいま説明がありました案件については、7月25日に現地確認を行い、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 33 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 33 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 4 ページ、位置図は 12 ページ

からとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は4件でございます。

### 1番の案件です。（位置図 13～14/27）

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 343 平方メートルの畠で、譲渡人は大津市〇〇 〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人は、草津市〇〇町〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場です。

譲受人である〇〇〇〇は、草津市内で農地を所有しております、農業用資材を置く場所を必要とされていますが、草津市内で取得した土地が文化財の発掘調査のため当面使用できないことから、代わりとなる土地を探しておられたところ、今回の申請地の所有者との間で、隣の宅地とともに畠も売却してもよいということになったものです。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となりま

す。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

## 2番の案件です。（位置図 15～16/27）

申請地は、○○町 ○○ ○○○番 269 平方メートルの田で 現況は雑種地です。譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は分化住宅です。

譲受人は、譲渡人の息子さんで、以前から同居されており、今回、自宅に隣接した土地に分家住宅を建築されようとするのですが、昭和 55 年に埋めたてて以降、駐車場として使用されていたことから、無断転用是正案件となります。また備考欄に記載のとおり開発許可に該当するものです。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 17~19/27)

譲渡人が、土地を取得した時期および原因是記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は工場です。

申請人である○○○○有限会社は、○○の製造メーカーで京都府○○○町に工場を保有されていますが、生産力強化のため新たな工場を求められていたところ、当該地の立地条件が最適と判断されたものです。

本件は、備考欄に記載のとおり、開発許可に該当します。また 3,000 m<sup>2</sup>を超える農地転用案件であるため、滋賀県農業会議の常設審議委員会の諮問を受けることになります。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設（○○○中学校と○○○○歯科）があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、北側の農地との境には擁壁を設置され、敷地内の雨水は地下に設置される調整池で処理されるため、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 20~22/27)

す。譲受人は、野洲市〇〇〇 〇〇〇〇番地 株式会社〇  
〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因是記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は工場です。

申請人である株式会社○○○○は、○○○○の製造メーカーで野洲市○○に工場を保有されていますが、敷地が狭隘であるため、移転先を探しておられたところ、当該地の立地条件が最適と判断されたものです。

本件は、備考欄に記載のとおり、開発許可に該当します。また 3,000 m<sup>2</sup>を超える農地転用案件であるため、滋賀県農業会議の常設審議委員会の諮問を受けることになります。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設（○○○中学校と○○○○歯科）があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、隣接する農地は存在せず、敷地内の雨水は地下に設置される調整池で処理されるため、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号

に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 33 号の提案理由の説明を終わります。

## ○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1 番の案件を ●● ●● 委員にお願いいたします。

## ○●番 ●● ●● 委員

ただいま説明がありました 1 番の案件については、特に問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

## ○議 長

続いて、2 番の案件を ●● ●● 委員にお願いします。

## ○●番 ●● ●● 委員

ただいま説明がありました、2 番の案件については親子間の使用貸借と無断転用是正案件ということで、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

## ○議 長

続いて、3 番の案件を ●● ●● 委員と ●● ●● 委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明のありました、3番の案件につきましては工場ということで、特に日照について気になったのですが近隣農地への影響もないようなので、問題はないと考えます。

審議の程、よろしくお願ひいたします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明のありました、3番の案件につきましては●●委員がおっしゃった通りで問題はないと考えます。

審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明のありました、4番の案件につきましては事務局の説明のとおり○○○○を製造する工場ということで、3番の案件と一体的に開発されるものであり、図面等を確認しましたが、水路等にも問題はないと考えます。

審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいま説明がありました案件については、7月25日に現地確認を行い、問題はないと考えます。  
ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

議第33号の3番、4番の件ですが、譲渡人が当該農地を取得したのが令和5年6月で、取得後2年程で売却されることについて、問題はないのでしょうか。

○事務局

譲渡人に対しては、3条許可申請時に耕作の誓約書の添付を求めておりますが、道義的な責任を果たしているにすぎず、農地取得後の新たな権利移動を法的に制限することはできません。

○議長

よろしいですか。

○●番 ●● ●● 委員

今後も同様の案件があれば同様の対応をされるという

ことですか。

○事務局

個別に審査を行い対応することとなります。

○●番 ●● ●● 委員

農地取得で、3年3作ということがありました、今は  
ないのですか。

○事務局

3年3作というのは、滋賀県の運用通知に基づく指導が  
過去はありましたが、現在はございません。

○●番 ●● ●● 委員

5条申請の段階では、今回の案件と同様な案件について  
も不許可とするのは難しいことから、3条申請時に農地所  
有適格法人の要件の一つである、直近3か年の売上高の過  
半を農業が占めていることを、決算書の提出を求めるなど  
により、より詳細に要件内容を確認しなければならないの  
ではと考えます。決算書の提出を求めるについて県や  
農業会議、他市等にも問合せるなど事務局として検討して  
ください。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第36号から第40号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による  
届出の報告について

2件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第37号 農地法第3条の3の規定による届出につ  
いて

6件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第38号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借  
解約通知について

6件の通知です。内容については記載の通りです。

報告第39号 農地変更届出について

1件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第40号 諸証明書の交付状況について

1件の交付です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありますか。

○●番 ●● ●●委員

報告第37号の3番で、事由が売買となっているが議第31号2番の関連案件であれば、贈与ではないですか。

○事務局

委員のご指摘の通り贈与でございます。8ページの報告第37号の3番の事由は、贈与に訂正をお願いします。

○議 長

他に何か質問はありませんか。

===== 「なし」の声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 15 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 7 年 8 月 22 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

3 番 杉江 和 委員

4 番 國枝 敏孝 委員